

# 茨城県立医療大学大学院科目等履修生規程

平成15年11月18日

医療大訓第2号

改正 平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院学則(平成12年茨城県規則第201号。以下「学則」という。)第41条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 科目等履修生の入学資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 学校教育法第68条の2第3項の規程により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の志願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に所定の書類及び茨城県立医療大学授業料等徴収条例(平成6年茨城県条例第51号。以下「条例」という。)第2条による入学検定料を添えて、学長の指定した期限内に入学を願い出なければならない。

(入学者の選考等)

第5条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行うものとする。

- 2 学長は、茨城県立医療大学大学院研究科運営会議設置要項第5条第1項の規定により設置された専門部会から提出された資料に基づき、大学院研究科委員会の意見を聴き、合格者を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の合格者が指定の期日までに所定の書類を提出し、条例第2条に定める入学料を納付した場合には、入学を許可するものとする。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された当該年度内とする。ただし、2年次にわたり開設される授業科目を履修する場合はこの限りではない。

(履修許可の取消)

第7条 学長は、科目等履修生として不適当と認められるときは、大学院研究科委員会の意見を聴き、履修の許可を取り消すことができるものとする。

(単位の認定)

第8条 授業科目の科目責任者は、科目等履修生が履修した授業科目について、試験その他の方法により単位の認定をするものとする。

(諸証明書)

第9条 科目等履修生の単位、在学期間等に関する事項については、本人の請求により所定の証明書を交付するものとする。

(学則の準用)

第10条 学則第8条から第10条まで、第32条、第33条第3号及び第37条の規定は、科目等履修生に準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定めるものとする。